

◆ 日雇労働者

法律名	定義等
雇保法	<p>(1) 次の①、②のいずれかに該当する労働者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者（所轄公共職業安定所長の認可を受けた者を除く。）を除く。）をいう。</p> <p>①日々雇用される者</p> <p>②30日以内の期間を定めて雇用される者</p> <p>(2) 日雇特例被保険者となった日から起算して5日以内に本人が資格取得届を管轄公共職業安定所長に提出</p> <p>(3) 前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用されたときは日雇労働被保険者でなくなる。 ⇒所轄 or 管轄公共職業安定所長の認可を受けると日雇労働被保険者として取り扱われる。</p>
健保法	<p>(1) 次の①から③のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>①臨時に使用される者であって、次に掲げるもの（同一の事業所において、(イ)に掲げる者にあつては1月を超え、(ロ)に掲げる者にあつては(ロ)に掲げる所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合（所在地の一定しない事業所において引き続き使用されるに至った場合を除く。）を除く。）</p> <p>(イ)日々雇入れられる者</p> <p>(ロ)2月以内の期間を定めて使用される者</p> <p>②季節的業務に使用される者（継続して4月を超えて使用されるべき場合を除く。）</p> <p>③臨時的事業の事業所に使用される者（継続して6月を超えて使用されるべき場合を除く。）</p> <p>(2) 日雇特例被保険者になった日から起算して5日以内に本人が社会保険庁長官に日雇特例被保険者手帳の交付申請を行う。</p> <p>(3) 後期高齢者医療保険の被保険者等又は次のいずれかに該当する者として、社会保険庁長官の承認を受けると日雇特例被保険者でなくなる。</p> <p>①適用事業所において、引き続き2月間に通算して26日以上使用される見込みがないことが明らかであるとき</p> <p>②任意継続被保険者であるとき 等</p>